滑　川　町　　No. １０

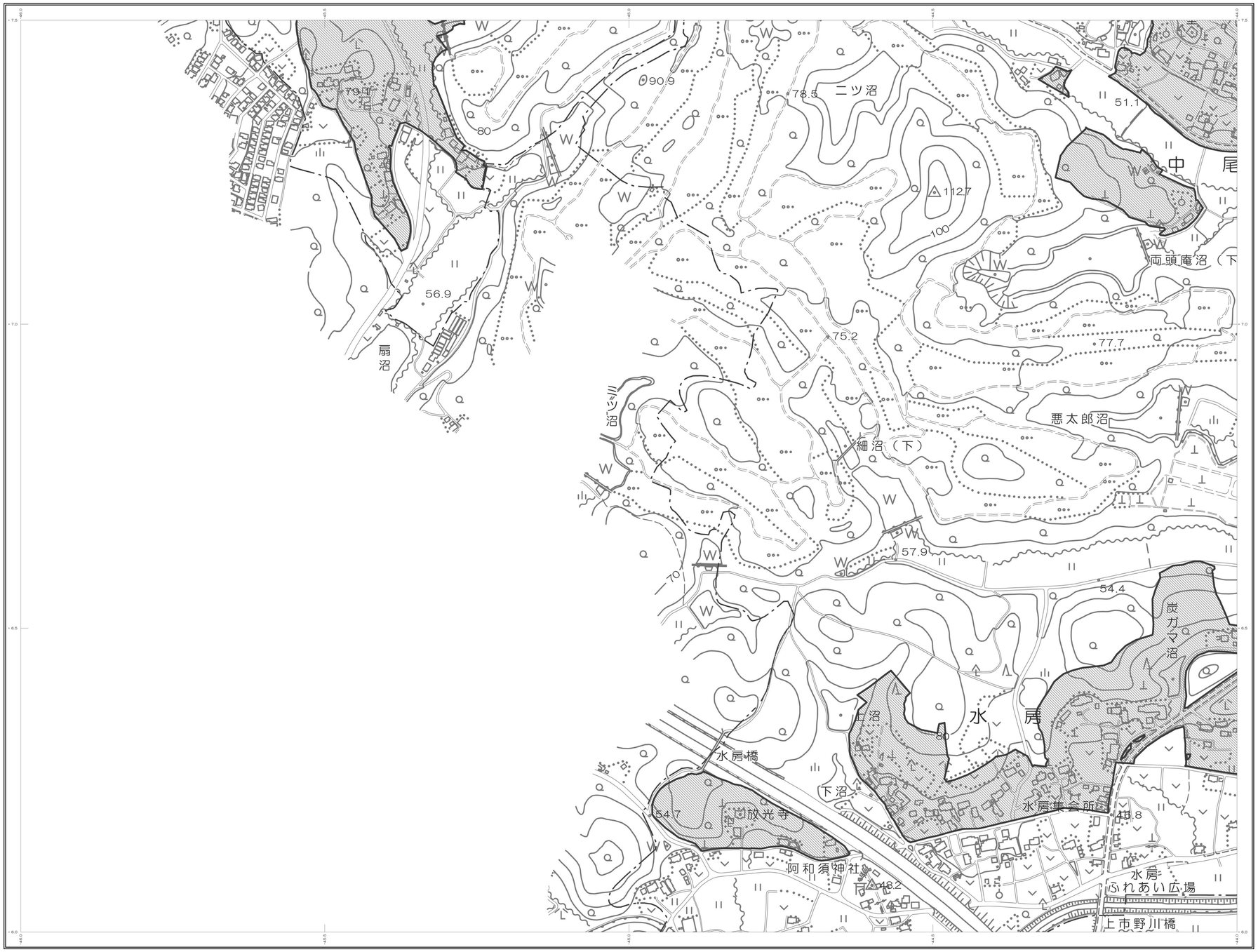

凡　例

朱塗り	条例第5条第1項に基づく土地の区域。環境の保全と支障があると認められる予定建築物の用途は、建築基準法別表第二(ろ)項に掲げる建築物（共同住宅、長屋、寄宿舎及び下宿を除く。）以外の建築物とする。
	条例第7条第1項第1号に基づく土地の区域。予定建築物の用途は、次のア、イ若しくはア及びイを伸ば有するもの（店舗、飲食店及びその他これに類する用途に供する部分は除く。）とする。ただし、農業物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する農業物の処理の用に供する建築物のうち、建築基準法第51条ただし書許可を受けたもの及び破砕、焼却等の処分の用に供するものを除く。また、次のア、イ若しくはア及びイを伸ば有するものうち、いずれか特例する場合は、都市計画法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画を定めることができる。 ア　流通業務施設　建築基準法別表第2(る)項に掲げる建築物（準工業地域に建築できない建築物。）以外の建築物のうち、倉庫及び荷さばき場とする。 イ　工業施設　工業施設とは、建築基準法別表第2(る)項に掲げる建築物（準工業地域に建築できない建築物。ただし、金属の溶融又は精錬の事業を営む工場等は含まない。）以外の建築物のうち、工場とする。
	条例第7条第1項第1号に基づく土地の区域。予定建築物の用途は、建築基準法別表第2(る)項に掲げる建築物（準工業地域内に建築してはならない建築物。）以外の建築物のうち、日本標準産業分類（総務省編集、平成19年11月改定）において、次の分類に属する工場、倉庫及び事業所とする。ただし、金属の溶融又は精錬の事業を営む工場等は含まれるものとする。 大分類E－製造業（ただし化学工業、石油製品・石炭製品製造業、なめし革製造業、武器製造業は除く。）及びG－情報通信業
	条例第7条第1項第1号に基づく土地の区域（一の区間の辺道に限る。）。ただし、指定した土地の区域は、都市計画法施行令第8条第1項第2号のからこまでに掲げる土地の区域、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に定める農業振興地域内の農用地区域及び（農地法第4条第2項第1号の規定により同意を受けたもの及び第5条第2項第1号の規定により許可を受けたもの及び同意又は許可を受けるものうち、いずれか特例する場合は、都市計画法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画を定めることができる。 ア　流通業務施設　建築基準法別表第2(る)項に掲げる建築物（準工業地域に建築できない建築物。）以外の建築物のうち、倉庫及び荷さばき場とする。 イ　工業施設　工業施設とは、建築基準法別表第2(る)項に掲げる建築物（準工業地域に建築できない建築物。ただし、金属の溶融又は精錬の事業を営む工場等は含まない。）以外の建築物のうち、工場とする。
	条例第7条第1項第1号に基づく土地の区域（一の区間の辺道に限る。）。ただし、指定した土地の区域は、都市計画法施行令第8条第1項第2号のからこまでに掲げる土地の区域、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に定める農業振興地域内の農用地区域及び（農地法第4条第2項第1号の規定により同意を受けたもの及び第5条第2項第1号の規定により許可を受けたもの及び同意又は許可を受けるものうち、いずれか特例する場合は、都市計画法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画を定めることができる。 ア　流通業務施設　建築基準法別表第2(る)項に掲げる建築物（準工業地域に建築できない建築物。）以外の建築物のうち、倉庫及び荷さばき場とする。 イ　工業施設　工業施設とは、建築基準法別表第2(る)項に掲げる建築物（準工業地域に建築できない建築物。ただし、金属の溶融又は精錬の事業を営む工場等は含まない。）以外の建築物のうち、工場とする。
	条例第7条第2項に基づく既存の集落（最低敷地面積300㎡が適用される区域）
	条例第7条第2項に基づく既存の集落（条例施行規則第2条第1項第3号の区域として、最低敷地面積300㎡が適用されない区域）

索　引　図

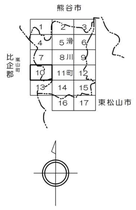

記　号

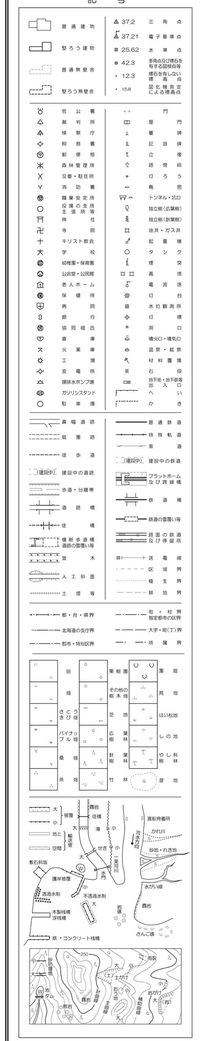

10

撮　影　平成23年　5月
測　図　平成24年　2月
調　製　平成23年10月
一部修正　令和　元年　7月

原　標　系　第Ⅸ系
等　高　線　2m間隔

縮尺 1：2,500

「この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである
（助言番号）　平23 関公 第595号」

滑　川　町